

サービス利用料についての規定

第1条（サービス利用料の発生）

利用料金は、サービスを通じて人材採用を決定し、採用決定者がその会社に入社した段階で発生する。

第2条（サービス利用料）

本契約に基づくサービス利用料は、下記の通りとし、(株)歩の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は採用決定者の想定年収の20%とする。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料の詳細は見積を参照する。

第4項 サービス利用料は、採用決定者が入社した時点で、(株)歩より請求するものとする。

第5項 請求書受領後、請求日の翌月末日迄に指定の銀行口座に振込みにより支払うものとする。その際の振込手数料は負担するものとする。

第3条（サービス関連事項）

選考・選抜した人材を、(株)歩の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第4条（サービス利用料の返還）

正社員の採用決定者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または就業規則に基づき解雇に至った場合は、受領したサービス利用料の一部を以下の要領で、返還するものとします。但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

ただし、契約社員、アルバイト・パートの応募者が、甲に入社後、早期退職した場合の返金は本項は適用しない場合もある。

入社日から起算して1ヶ月以内 サービス料金の50%相当額

入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内 サービス料金の30%相当額

2. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、受領したサービス利用料を返還することを要せず、未払いのサービス利用料がある場合は、当該未払分を全額支払わなければならないものとします。